

男女共同参画基本計画（第5次）改定素案【概要】

1 改定の趣旨

現在の第4次計画（令和元年度～令和4年度）が、計画期間の最終年度を迎えたことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定する。

2 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条及び「徳島県男女共同参画推進条例」第8条に基づく「基本計画」
- 「女性活躍推進法」第6条に基づく「都道府県推進計画」

3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

4 計画の進捗管理

- 「徳島県男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において、施策の効果を検証し、進捗状況について毎年公表を行う。
- 県の総合計画と計画期間を一致させ、効果的、効率的なPDCAサイクルを確立する。

計画の特徴

基本
目標

多様な生き方・働き方が実現できる誰もが輝く社会の創造

主な
改定
の
視
点

- ①更なる女性活躍に向けた「**デジタル人材の育成**」「**賃金格差への対応**」
- ②**男性**の育児休業取得の推進など**家庭・地域**における活躍
- ③「**生活困窮**」や「**暴力**」など**困難を抱える女性**を支援する体制整備
- ④**多様性を理解・尊重**する**ダイバーシティ社会**の実現
- ⑤**SDGs（持続可能な開発目標）**の達成に向けた施策の展開

計
画
体
系

- 「基本方針」に基づく、「主要課題」及び「推進方策」の追加・統合等
（主要課題 **12項目** ・ 推進方策 **34項目** ）
- ※うち女性活躍推進法に基づく「推進計画」
（主要課題 **3項目** ）

第5次計画の体系

基本方針（3項目）

主要課題（12項目）

推進方策（34項目）

女性活躍推進計画※

I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

- (1)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
- (2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成（新）
- (3)男女間賃金格差への対応（新）
- (4)起業・創業への支援
- (5)女性の参画が少ない分野での活躍促進
- (6)職場におけるハラスメントの防止対策の推進

2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進

- (1)コロナ下で広まったテレワークの二層の普及など、多様で新しい働き方の創出
- (2)働き方改革の推進

3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備

- (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
- (3)男性の育児休業取得等の推進（新）

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2)男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

II 安全・安心に暮らせる環境づくり

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- (2)性犯罪・性暴力・AV対策の推進・強化及び被害者支援
- (3)ストーカー行為等への対策の推進・強化
- (4)加害者の再犯防止に関する取組

6 生活上の困難を抱える女性等への支援

- (1)ひとり親家庭等への支援
- (2)若年者の妊娠等への支援
- (3)困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備（新）

7 生涯にわたる健康づくりへの支援

- (1)男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
- (2)妊娠・出産等に関する健康支援

8 防災・事前復興における男女共同参画の推進

- (1)男女共同参画の視点に立った防災・事前復興
- (2)男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

III 地域とともに支え合う社会づくり

9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

- (1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2)男性にとっての男女共同参画の推進
- (3)総合相談体制の充実・強化

10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- (1)人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2)子どもにとっての男女共同参画の推進

11 地域社会における男女共同参画の推進

- (1)地域における男女共同参画の推進
- (2)地方創生の推進と男女共同参画
- (3)環境保全への寄与

12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

- (1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり
- (2)多様な人権尊重

総合的な推進体制の整備

- (1)県の推進体制の充実
- (2)男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3)県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4)施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1、2、3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

◆現計画(第4次)の体系

	主要課題【12】			推進方策【35】	
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	推 進 計 画 ※	1	女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)	多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
				(2)	女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育
				(3)	女性の起業・創業への支援
				(4)	女性の参画が少ない分野での活躍促進
				(5)	女性の活躍状況の「見える化」の推進
				(6)	職場におけるハラスメントの防止対策の推進
		2	仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
				(2)	男性の家事・育児・介護等への参画・実践の促進
				(3)	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
				(4)	ゆとりある子育て環境の創出による女性活躍の支援
		3	多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)	テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出
				(2)	働き方改革の推進
Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり		4	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の促進
				(2)	男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
		5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)	女性に対する暴力根絶のための基盤づくり
				(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
				(3)	性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援
				(4)	ストーカー行為等への対策の推進・強化
				(5)	加害者の再犯防止に関する取組
		6	生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)	男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
				(2)	妊娠・出産等に関する健康支援
		7	生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)	ひとり親家庭等への支援
				(2)	若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援
		8	高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	(1)	高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備
				(2)	多様な人権尊重
Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり		9	男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進
				(2)	男性にとっての男女共同参画の推進
				(3)	総合相談体制の充実・強化
		10	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)	人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
				(2)	子どもにとっての男女共同参画の推進
		11	地域社会における男女共同参画の推進	(1)	環境保全への寄与
				(2)	地方創生の推進と男女共同参画
				(3)	地域における男女共同参画推進の基盤づくり
		12	男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策
				(2)	男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2, 3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

◆新計画(第5次)の体系

	主要課題【12】			推進方策【34】	
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	推 進 計 画 ※	1	女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)	多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
				(2)	女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育デジタル人材の育成
				(3)	男女間賃金格差への対応
				(4)	女性の起業・創業への支援
				(5)	女性の参画が少ない分野での活躍促進
				(6)	職場におけるハラスメントの防止対策の推進
		2	多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)	コロナ下で広まったテレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出
				(2)	働き方改革の推進
		3	仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1)	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
				(2)	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり		4	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の促進
				(2)	男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
		5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)	女性に対する暴力根絶のための基盤の整備
				(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
				(3)	性犯罪・性暴力・AV対策の推進・強化及び被害者支援
				(4)	ストーカー行為等への対策の推進・強化
				(5)	加害者の再犯防止に関する取組
		6	生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)	ひとり親家庭等への支援
				(2)	若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援
		7	生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)	男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
				(2)	妊娠・出産等に関する健康支援
Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり		8	防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った防災・事前復興
				(2)	男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立
				(3)	困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備
		9	男女共同参画の推進に向けた意識啓発	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進
				(2)	男性にとっての男女共同参画の推進
				(3)	総合相談体制の充実・強化
		10	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)	人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
				(2)	子どもにとっての男女共同参画の推進
		11	地域社会における男女共同参画の推進	(1)	地域における男女共同参画の推進
				(2)	地方創生の推進と男女共同参画
Ⅳ 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現		12	誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	(1)	高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり
				(2)	多様な人権尊重

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2, 3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。